

○嶋崎委員長 それでは、まず送付3-5、放射能汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出を求める陳情の審査に入ります。執行機関から情報提供はありますか。

○夏目環境政策課長 この件に関しましては、区が直接関与しているわけではないため、所管も必ずしも明確になっておりませんが、今回は環境政策課から関連情報を説明させていただきます。恐縮ですが、国等から公表されている情報、一部報道など、把握できた範囲での情報提供とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

初めに陳情の趣旨ですが、福島第一原発の敷地内に保管されている放射能汚染水の海洋放出に反対する意見書を提出してほしいという点が主たるご意見で、その理由が3点ほど述べられております。

理由の1点目が海洋放出に関する決定経緯についてです。陳情書では、政府は福島第一原発のタンクに貯蔵している汚染水の海洋放出を決めたが、一方的な決定である。加えて、地元の承諾がなければ海洋放出は行わないと言っていたにもかかわらず、まともな国民的議論や理解を得ないまま進めることは到底許されないと述べております。

なお、陳情では汚染水という用語が用いられておりますが、国は汚染水という用語と処理水という用語を使い分けております。

2点目が、当面の間、汚染水の地上保管を継続すべきという点でございます。汚染水に含まれるトリチウムの除去方法を実用化させることに全力を挙げるべきと述べております。

3点目が、海洋放出により、これまでの風評被害に対する様々な努力を根底から覆し、復興をさらに遅らせるとのご意見です。陳情者のような鮮魚を扱う飲食店なども大きな影響を受けるとも述べておられます。

陳情の内容に関する情報提供の前に、汚染水が発生する仕組みや、タンクの水に対応が必要な状況など、前提となる事項について、簡単にご説明いたします。国の資料によりまして、汚染水、処理水という用語はその資料に従って使用いたします。

まず、汚染水発生仕組みについてですが、福島第一原発の原子炉内に、事故で溶けて固まった燃料、燃料デブリが残っておりまして、これを冷却するための水が燃料デブリに触れることで、高濃度の放射性物質を含む汚染水になるということです。また、その建屋内に流れ込む地下水や雨水と混ざり合って、新たな汚染水が発生するという点でございます。

汚染水は浄化処理を行った上で敷地内のタンクに貯蔵されます。汚染水に含まれている放射性物質は、浄化処理によって大部分が取り除かれ、放射能濃度の基準値以下に低減されますが、陳情にもあるトリチウムについては除去できないということです。そのトリチウムという物質ですが、これは水素の仲間で、極めて弱い放射線、β線というものを出す物質だそうです。大気中の水蒸気、雨水、海水、水道水など、自然界にも広く分布しているということです。

それから、タンクの水への対応が必要な理由のうち、主なものについてご説明いたします。福島第一原発では、燃料デブリの取出し方法が具体化されるなど、廃炉作業が着実に進んでおり、今後は使用済み燃料プール内の燃料や、燃料デブリの取出しなど、廃炉に向けた最も困難な作業段階に入っていくとのこと。これらの作業を安全かつ着実に進めていくためには、福島第一原発の敷地を最大限活用する必要があるというふうに述べております。

こうした観点を踏まえると、処理水を保管しているタンクや、その配管設備が敷地を大きく占有している現状を見直さなければ、今後の廃炉作業の大きな支障となる可能性があります。なお、本年5月20日現在、福島第一原発の敷地内には1,061基のタンクがあって、保管している汚染水、処理水の量は126万立方メートル、タンク容量全体の92%に当たるとのことです。

このほか、福島第一原発の敷地内に設置されたタンクについて、その存在自体が風評被害の一因になっているとの指摘、長期保管に伴い老朽化や災害による漏えい等のリスクが高まるとの指摘、立地している自治体等からは、タンクに保管している水が増え続けている中で、その取扱いについては根本的な問題解決を先送りせずに、国が責任を持って対応策を早急に決定するべきといった意見も寄せられているとのことです。こうした背景から、政府として早期にタンクに保管している水の取扱いに関する方針を決定する必要があるとのことでした。

次に、陳情の趣旨や理由に係る情報についてご説明いたします。1点目の汚染水の海洋放出の決定経緯と2点目の地上保管の継続を求める意見に関連する情報ですが、国が示した検討経過と関係者への対応をご紹介します。

まず、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を6年間重ねてきた。この議論を踏まえ、海洋放出以外の方法、地層注入ですとか水蒸気放出、水素放出、地下埋設も含め、技術や制度、時間軸の観点から検討した。陳情にあります地上保管の継続との関連では、長期保管についての検討も行ったが、タンク増設の余地は限定的であり、敷地外の保管についても、地元自治体の理解と実施までに相当な調整と時間を要することから、敷地内の有効活用をすべきとの評価になったとのことです。

こうした評価を踏まえ、トリチウム以外の放射性物質については、基準値を確実に下回るまで浄化した水について、海洋放出するというような決定をしたということ。その場合、いずれの場合にしても、どの方法を取るにしても、風評被害の備えが必要であるという検討状況を報告しております。

こうした検討状況に触れた上で、報告や意見交換、説明会というのを国のほうも少なくとも数百回実施した。また処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場も7回にわたって開催し、29団体43名から意見を伺ったということ。また、幅広い国民からの意見も3か月以上にわたって公募し、4,000件を超える意見を頂いたとのこと。いろいろな様々な意見があり、例えば環境放出の安全性や、これに伴う風評影響への懸念が多く示されたほか、安全性についての国内外の理解が深まった後で放出すべきといった意見も示されたというふうに述べております。

政府は専門家委員会やこれまで頂いた幅広い意見を重く受け止め、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、処理水の処分に関する基本方針を決定するとして、今般の決定に至った経緯を説明しております。

最後に、3点目の風評被害により復興をさらに遅らせるとのご意見に関しては、政府は海洋放出の実施者である東京電力に対しまして、まずは風評影響の発生を最大限回避する責任が生じるとしまして、大前提として、風評影響を最大限抑制するために全力で取り組むとともに、最大限の対策を講じて、なお風評被害が発生した場合は、セーフティーネットとして機能する賠償によって機動的に対応することを求めています。

また、政府としても、決して風評被害を生じさせないとの決意の下、国内外に向けた取組を一層強化し、科学的な根拠に基づく情報を分かりやすく発信したり、双方向のコミュニケーションを行ったりするなどとしております。さらに風評影響を最大限抑制するための放出方法として、処理水を大幅に希釈して放出し、総量でも管理するとともに、モニタリングを実施するなど説明をしているところです。

冒頭申し上げましたとおり、国等から公表されている情報の一部、限られた情報ではありますが、説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。限られた情報とはいいいながら、かなり丁寧に説明を頂きました。

委員の皆さんから質疑を受けたいと思いますけれども、どうぞ、何かございますか。

○木村委員 課長に聞くのもおかしな話なんですけど……

○嶋崎委員長 そうなんですよね。

○木村委員 ただ、随分調べていただいて、政府の主張を整理していただいたんで、もう課長に聞くしかないんで、ちょっと伺いたいんですけども、先ほど1,000基を超えるタンクがあると。それで、その保管中の7割ですか、にトリチウム以外の放射性物質の濃度が排出基準を上回っていて、トリチウム以外のですよ、それが最大で2万倍と。排出基準の。こういうものがあのタンクの中にあるということはお存じですか。

○夏目環境政策課長 まずタンクの容量、水の種類、処理水と汚染水というのがあります。まずは汚染水というのは、燃料デブリに触れて、まだ様々な除去処理をしていないお水というものです。処理水は幾つか段階があって、処理の段階に応じて、そういった放射性の物質の濃度が変わっているというふうに理解をしております。それで、最終的なということなんですけど、トリチウム以外の放射性物質に関しては、処理水にたまっているものについても、段階に応じてというのはあるんですけど、最終的にはトリチウム以外のものは規制基準を大幅に下回る値まで処理をするというふうに、こちらのほうでは報告のほうには書いてございます。ですので、最終的にトリチウムだけが残ってしまう、問題ある数値で残ってしまうのはトリチウムだけというふうな認識でおります。

○木村委員 どうもALPSで取り除けないというのは、どうもトリチウムだけじゃないようだ。例えば取り除けるのは62の核種で、例えば取り除けないのはセシウム134、ストロンチウム90、炭素14など、結構あると。炭素14は半減期が約5700年、長期にわたるものだ。

今、政府のほうも定義を、処理水、なかなか処理できたとはいえない。処理水というのはトリチウム以外は全部環境基準内に収められると。どうもそれができないんで、中途水と言いつつ、し始めているようなんだけど、現在のタンクの中に、処理ができていない7割には、排出基準を超える放射性物質が、濃度が排出基準を上回っているようなものが含まれていて、かつ7割の処理をしても、まだ処理し切れない、取り除けない核種が結構あるんだと。これはデブリの冷却水から出てくるものだから、事故前の福島原発では流れていなかったものなわけですよ。

それで、安全で、500倍薄めれば大丈夫なのかと。1,000基あって、一つのタンクを500倍の海水で薄めるということだから、これは大変な作業だと思うんですよ。

で、薄めると言うけども、今ある1,000基のタンクを排出するのにどれぐらいかかるかというのは、情報で聞いていらっしゃるんですか。1,000基を超えるタンクを海洋

に放出するのにかかる期間。聞いていますか。

○夏目環境政策課長 大変申し訳ありません、期間については把握はしておりません。ただ、トリチウムについて、基準値以下に希釈してということに関しては、現在たまっているタンクの水を100倍から1,500倍程度まで希釈をして、問題のない値にして放出するという事で把握しております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○永田委員 福島第一原発の事故から最終的に復興とするまでには廃炉しなければならないということを考えると、今1,000基以上たまっている汚染水、それをALPSで処理した処理水を海洋放出するというのは、国際基準から見ても全く問題ないということは、もう既に多くの機関から、世界的にも分かっていることで、例えば今批判されている近隣の国の韓国は、日本がこれからALPS処理水を放出する予定の物質よりも、10倍以上濃度が高いものを既に放出しているということも指摘されていることを考えると、確かに木村さんがおっしゃるように様々な懸念はありながらも、福島の復興を考えると、放出するという事は現実的な選択肢ではないかと考えています。

特に、行政に確認というよりも、私としてはそのような考えなので、この放射能汚染水の海洋放出に反対する意見書を議会で出すことには、慎重な立場として意見を述べさせていただきました。

○嶋崎委員長 はい。若干取扱いに入っちゃっているんだけど、何かほかにあれば、どうぞ。

○小枝委員 ご説明の中で、数百回の説明をやったよと。4,000件を超える意見が出ましたよというようなところがありました。この4,000件を超える意見の賛否と申しますか、どのようなおおむね数字だったんでしょうか。

○夏目環境政策課長 賛否の割合とかという数字に関しては、ちょっと報告書のほうに載っていませんでしたが、出た意見の主なものとして出ているものが、例えば意見を伺う場ということで7回にわたって開催されたものの中では、農林水産業の生産者団体のほうから、風評被害が必至であるという観点から、やっぱり海洋放出に反対の意思が示されたとか、あるいは地元自治体などからは、国の責任で処分方針を決定すべきといったような意見が出されているとか、あとは4,000件を超える意見、恐らくパブリックコメントのようなものだと思いますが、この中では、環境放出の安全性やこれに伴う風評影響への懸念が多く示された。それと、安全性についての国内外の理解が深まった後で放出すべきといった意見が示されたというふうに、国の報告書にはそのように書いてございます。

○小枝委員 恐らく大方不安というか、非常にそういうことはやめてほしいという意見が団体や国民から示されたことが推測をされるわけです。私のほうにも、ほんと千代田区の結構区民の方からは、やっぱり女性とか、おばあちゃんだったり、お母さんだったり、赤ちゃんを育てている人だったり、どうして政治はこういうことに声を上げないのかというのは、電話が結構かかってくるんですね。

で、これって、何というか、かつての右とか左とかいうのは全然関係なくて、ああ、こういう人がこういうことを言うんだ。つまり、もう、魚を食べさせられない。今だってちょっと心配というふうに言っていたり。そういう状況について、隣国の、もっと濃いもの

を出しているぞとかいう、そうなんだと、私はちょっと存じ上げなかったんですけども、どうなのかはともかくとして、やっぱり地球は一つで海はつながっているわけなので、よりこういう食べることを、ましてや地元の人たちの思い、東京でも、日本人はもう魚を食べるわけですから、これを何とか消費者の立場としても福島原発に負ってきた東京の立場としても、何とか一致点を見いだして、意見を出していくという知恵出しをしていただきたい。取扱いに入っちゃいましたけれども、そういうふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 もう今までもずっと議論させて、既にもう1,061基のタンクでありますと。保管中の中には非常に有害な汚染水もあるということ。ただ、この地元のこれを放出することによる風評被害というのはあるので、これは十分対応していかなくちゃいけないし、今の段階ではこの処理水と汚染水というのは、やっぱり明確に分かれているので、このままここで判断をしなくて、政府もずっと判断ができなくてここに来てしまったんで、ここに至ったところで、もう地元の大変苦しい気持ちも分かるんですけども、この中で止まるわけではない、汚染水、処理水が増え続ける中でのある判断としては、ここで海洋放出をしないというふうにしたとき、解決策があるのかということに至ると、その解決策も持っていないという現状から考えると、汚染水を海洋放出するのはいけないし、いろいろな知恵も出さなくてはいけないけど、現時点で判断した場合、国も、処理水については安全基準はクリアしているので、あとは本当に風評被害と地元の方に寄り添って、どこまで対応できるかということだと思うんですけど、現時点では処理水の放出というのは、国が結論を出して決めたことであるので、やむを得ないと思いますので、実際のお話、対応がない時点では、この件については放出はやむを得ないんじゃないかという結論です。

○嶋崎委員長 はい。

副委員長。

○大串副委員長 質問ではないんですけども、この陳情の第1段落、それから第2段落なんですけども、この第2段落で、あらゆる知見を総動員してトリチウム処理方法を実用化することに全力をあげるべきだと。僕はそのとおりだと思います。現在この汚染水から処理水へなっていて、処理水といえども、このトリチウムを除く方法はないんだということなんですけども、このトリチウムを除く方法が、ここにも書いてありますとおり、開発されていますと。私、ちょっと聞いてみたら、今まさに東電がこのトリチウムを除く会社を募集していると。かなり条件は厳しいんだけど、今まさに募集しているということを知りましたので、いつときも早くそういった実用化に向けて国としてはやるべきだし、そういうことは、途中段階でも、どういう状況にあるかというのは、国民の皆様、特に福島の方々にお知らせすべきだと思っております。

○嶋崎委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 ちょっと意見になってしまうんですけども、私は、次の理由から、放出するなという意見書を出すべきだというふうに感じております。

一つは、やはり政府、東電が2015年5月に福島県漁連と交わした約束があるわけですから。関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと。この約束をほごにし、やはり漁業

関係者の10年間に及ぶ努力を水泡に帰すものになってしまうからなんですね、放水されたら。放出されたら。この間、漁業関係者は試験操業を重ねて、ようやく全ての魚、魚種の出荷制限が解除されて、この4月から本格操業というさなかに海洋放出が打ち出されたわけですよ。こうなると、この場での10年間の努力というのは水泡に帰してしまう。事故前の漁獲量のまだ17%ですから、海洋放出されたら、もう大打撃と。後継者がいなくなる。福島県の漁業が潰れるという、そういう悲鳴が上がっていると。ですから、放出するなという意見書を出すべきで、これが一つ目の理由です。

それから二つ目は、やはり安全上、人権上、放射性物質の環境への放出は、やはり避けるべきだという考えからです。大島堅一さんという龍谷大の先生がこう言っています。福島原発で放射能レベルが高い燃料デブリは、高レベル放射性廃棄物相当であり、今後10万年に及ぶ超長期の管理を必要とするものだ。今後10万年間にわたる管理をしなくちゃならない大変な環境への負債を私たちは抱えてしまった。これはもう子孫にその負債を引き渡していくということになるわけです。そういうときにどう対応すべきか、というのを問われているわけですよ。放出されるのは、トリチウムの放出総量は原発事故前の10倍です。事故前は2兆ベクレルと言っていますから、今回、年間22兆ベクレルを排出するというわけなので、10倍のトリチウムを排出することになります。しかも、先ほど質問させていただきましたが、排出するのはトリチウムだけじゃないと。トリチウム以外は排出基準をクリアするというけれども、実際はそうじゃなくて、ALPSで取り除けない核種もたくさんまだあると。事故前の長く放出していたのと、全く性格の違うそういうものが、放射性物質が流されてしまうということなので、これは単純な風評被害じゃないわけですよ。ですから、薄めて流せば大丈夫ということにはならないだろうと。

三つ目には、1,000基を超えるタンクのを放出するのに、時間は40年間かかるというわけですね。40年間かかるんだったら、その前にいろんな技術も開発するだろうと。実際、第一原発の敷地の北側には、まだ64万平米の広大な空き地があると。堅牢なタンクをつくって、そこにまだためておけばいいだろうという専門家の指摘もごさいます。ですから、今急いで結論を出して、トリチウムを含む汚染水、処理水と政府は言っているけれども、汚染水を放出することはやる必要はありませんし、また県漁連、漁業関係者との関係で言えば、やってはならないというふうに思います。

ちなみに国連も、人権・環境担当のボイドさんという特別報告者は、こう言っています。汚染された水が海洋に放出されることで、日本国内外の人々の人権を無視できない危険にさらすことになる。これが国連の見解だということを経済に述べておきまして、賛成の理由から意見書提出を訴えたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

何かある。どうぞ。

○夏目環境政策課長 今回の県漁連との約束ということに関して、最近の報道があったので、そこだけご紹介させていただきます。この基本方針というか、この海洋放出の基本方針が発表されたのが4月13日なんですけど、その後、4月18日に福島県いわき市で、先ほどの県漁連が参加する意見交換会が開催されたということで、この場でも、東京電力ホールディングスの社長が2015年に交わしたその県漁連との約束、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないということの約束について、この4月18日の時点でもしっかり

と善処してまいりたいということを明言したということです。

海洋放出については、その4月13日から2年以内に放出したいという、する方向でということになっておりますので、恐らくその2年の間に、関係者の理解なしにということろをどうにか対応していくのかなというふうなところでの、そういった報道がございます。
○嶋崎委員長 はい。情報提供を頂きました。

皆さんから頂いているのが、大分取扱いのほうに入っているのかなというふうに委員長としては判断しております。それで、両論意見が今分かれているような状況なものですから、お諮りいたしますけれども、この案件については、今日のこの皆さんのご議論を、陳情者には議事録をもってお返しをします。いずれにしても、それぞれの立場で、地元の、やっぱり気持ちは非常によく分かるということは、皆さん一致をしているところだと思います。しかしながら、国の施策でやっていることということも含めての意見がそれぞれありましたので、委員長といたしましては、そういう取扱いをさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのような取扱いをさせていただきますので、この陳情については終了いたします。